人権教育 リーフレット Vol.4

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました!

新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律 (令和3年2月13日施行)











しんがた かんせんしょう かん きまざま さべつてき とりあつか ほうこく 新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。 へんけん さべつ け ゆる こうした偏見や差別は決して許されません。 (※内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HPより)

事 例

●<u>感染したことを理由に解雇される</u>













●<u>回復しているのに出社を</u> <u>***** 拒否される</u>

●病院で感染者が出たことを理由に、 こども ほいくえんとう りょう きょひ 子供の保育園等の利用を拒否される







- <u>感染者個人の名前や行動を特定</u>
 とう こうひょう ひなん
 し、SNS等で公表・非難する











●<u>無症状・無自覚で訪れた店舗</u> <u>から謝罪や賠償を強要される</u>

特別措置法改正では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを 受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

誰もが新型コロナウイルスに懲染する可能性があります。懲染防止対策に取り組むことはもちろんですが、懲染された芳やその関係者への偏覚や差別、誹謗中傷をしない、プライバシーを守るなどの人権に配慮した言動を心がけましょう。



考えよう 様々な人権問題

私たちが、生きる現代社会には、様々な人権問題が存在しています。これらの問題を解決し、 すべての人の人権が尊重された社会を実現するため、正しく理解しましょう。

女性 子ども 高齢者 隨害者 日本は 1990 年代にノーマライセ・・ション※4 性差により女性が不利益を受ける 日本は 1994 年「子どもの権利条約 人はいくつになっても生きがいを 問題があります。女性に対するあらゆ ※3|を批准し、子どもの生命・人権を もち、安心して自立した生活を送りた の考え方を導入し、ともに幸福な人生 る暴力 (DV^{※1}、セクハラ^{※2}、性犯罪、ストー 守り健やかな成長をめざして取組を いと願っています。しかし、身体・精 を目指して暮らすことを社会の基本 カ-行為等) が根絶されること、就職・ 行っています。児童虐待、児童買収、 神的衰えの理由による高齢者に対す としています。障害がある人を特別視 昇進による性差がなく、女性個人の意 児童ポルノ、薬物乱用等の防止に関す る就職差別や、要介護者への身体・心 するのではなく、一般社会の中で生活 思であらゆる分野に参画できること、 理・経済的虐待等が増えています。高 しやすいように環境を整え、障害の有 る法整備を図っています。また学校で 女性の育児・介護負担などに性差がな も生徒の成長に重大な影響を与える 齢者の心情に寄り添ったり、地域全体 無にかかわらず、個人がもつ意欲と能 いことなどの社会実現が求められて としていじめ、暴力行為、不登校、体 が高齢者を支えたり、生活の質を向上 力を発揮できる社会の実現が大切で います。 罰等の対策が行われています。 させていくことが対策として求めら れています。 同和問題 外国人 HIV 感染者・ハンセン病患者及び元患者 犯罪被害者とその家族 日本の歴史過程でつくられた身分 言語や宗教、生活習慣の違いから、 医学的に不正確な知識や過度の危 犯罪被害者やその家族は、事件の直 差別により、同和地区と呼ばれる特定 様々な問題が発生しているほか、特定 機意識は、HIV 感染者やハンセン病患者等 接的被害のほかに精神的・経済的負担 の地域出身であることやそこに住ん の民族や国籍の人々を排斥する差別 への偏見や差別意識を生んできまし にさらされます。また風評や報道によ でいることを理由に、就職や結婚の際 りプライパシーが侵害される等の二次的 的言動(^イトスピーチ)が行われるなどの 問題もあります。互いに尊重し合い、 被害もあります。犯罪被害者やその家 に差別を受けることがあります。根拠 現在、新型コロナウイルス感染症が世界的 のないうわさや固定観念にとらわれ ともに暮らしていく多文化共生の意 な拡大を見せる中、感染者やその家 族の置かれた立場とその心情をきち ずに、正しい知識をもつことが大切で 識をもつことが大切です。 族、医療従事者などが差別を受けるな んと理解し、社会全体で支えていくこ どの事案も発生しています。 とが求められています。 インターネットによる人権侵害 災害に伴う人権問題 アイヌの人々 刑を終えて出所した人 インターネットは、気軽に情報発信ができ 東日本大震災に伴う福島第一原子 古くから北海道を中心に住んでい 刑を終えて出所した人には、更生の る特性から、トラブルに発展するケースが多 力発電所の事故では、被災者や福島へ たアタの人々は、独自の文化や伝統を 意欲があっても、周囲の偏見や差別意 発しています。また、一度掲載された の偏見や差別といった風評被害や避 築いてきました。しかし、今なお結婚 識によって、就職を断られたり、入居 情報は掲載した人の意思にかかわら 難した子どもへのいじめなどの問題 や就職における差別が残っています。 を拒否されたりするなど、社会復帰が ず、広がる可能性が大きいです。一人 少数民族であるアイヌの人々の文化・伝 困難となる問題があります。刑を終え が発生しました。 一人が他者の人権への配慮を心がけ、 災害は、発生後の救済・復旧・復興 統を学び理解することで、アタの人々 て出所した人が社会の一員として円 適切な情報管理をしていくことが求 のすべての過程において「人権」の視 の尊厳を尊重することが大切です。 滑な生活を送るためには、周囲の理解 められています。 点で捉えることが必要です。 と協力が必要です。 性的指向・性同一性障害者 ホームレス等生活困窮者 北朝鮮当局による拉致問題等 (LGBT)にかかわる人権問題 にかかわる人権問題 性のあり方は、一人一人異なりま 様々な事情で経済的に困窮な状況 1970~80 年代にかけて、多くの日 す。恋愛対象が同性や両性に向かう となり、やむにやまれず公園や道路な 本人が不自然な形で行方不明となり、 【参考】 どで生活している人々がいます。こう その多くは北朝鮮(朝鮮民主主義人民 人、体の性と心の性に不一致を感じる 人などさまざまです。しかし、周囲か した人々が、嫌がらせや暴行を受ける 共和国) 当局による拉致の疑いが濃厚 「栃木県人権施策推進基 らの偏見や差別により、日常生活で不 問題や社会とのつながりが薄れ、自ら であることが明らかになりました。日 本計画 (2016~2025)」 自由を感じている人がいます。社会全 助けを求められないなどの問題があ 本政府は、これまでに 2002 年に帰国 栃木県 平成28年3月 体が、性に対する多様なあり方につい ります。相談窓口の周知や個々の状態 した5名を含め17名を拉致被害者と 「人権について考える~人

※1 DV…Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略称で、配偶者からの暴力のことです。また、デートDVとは交際相手など親密な関係のある人(配偶者を除く) からの暴力のことです。※2 セクハラ…セクシャル・ハラスメントの略称で、性的な言葉や行為で行う性的嫌がらせのことです。
※3 「子どもの権利条約」…国際連合が 1989 年に採択した「児童の権利に関する条約」の通称です。※4 ノーマライゼーション…障害者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけることで、障害の有無にかかわらずともに生きる社会が本来の社会であるという考え方のことです。
1994年「障害者差別法」改正により導入。 ※出典:「人権の窓(高校1年学習資料)栃木県教育委員会」

が大切です。

して認定しています。拉致問題早期解

決には、国民と国際社会の理解と支持

令和3年9月10日発行 / 発行 壬生町教育委員会事務局生涯学習課 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号

に応じた支援が必要です。

て理解を深めていくことが大切です。

Tel 0282-81-1873 / Fax 0282-82-0935 E-mail: gakusyu@town.mibu.tochigi.jp 壬生町教育委員会 HP

権って何だろう?~」

栃木県 平成30年10月

